

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開するものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「中華人民共和国外資企業法」等4件の法律を改正することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定

（2016年9月3日第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議採択）

第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議において、次のことを決定した。

一、「中華人民共和国外資企業法」に対して改正を行う

第23条として「外資企業の設立・運営が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない場合には、本法第6条、第10条及び第20条所定の審査認可事項について、届出管理を適用する。国所定の参入許可特別管理措置は、国務院が發布し、又は發布を認可する。」という1条を追加する。

二、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」に対して改正を行う

第15条として「合弁企業の設立・運営が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない場合には、本法第3条、第13条及び第14条所定の審査認可事項について、届出管理を適用する。国所定の参入許可特別管理措置は、国務院が發布し、又は發布を認可する。」という1条を追加する。

三、「中華人民共和国中外合作経営企業法」に対して改正を行う

第25条として「合作企業の設立・運営が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない場合には、本法第5条、第7条、第10条、第12条第2項及び第24条所定の審査認可事項について、届出管理を適用する。国所定の参入許可特別管理措置は、国務院が發布し、又は發布を認可する。」という1条を追加する。

四、「中華人民共和国台湾同胞投資保護法」に対して改正を行う

第14条として「台湾同胞投資企業の設立・運営が、国が実施を規定する参入許可特別管理措置にかかわらない場合には、本法第8条第1項所定の審査認可事項について、届出管理を適用する。国所定の参入許可特別管理措置は、国務院が發布し、又は發布を認可する。」という1条を追加する。

本決定は、2016年10月1日から施行する。本決定の施行の日から、2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議で採択した「国務院に授権して中国（上海）自由貿易試験区において関連法律所定の行政審査認可を暫定的に調整させることに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」及び2014年12月28日第12期全国人民代表大会常務委員会第12回会議で採択した「国務院に授権して中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区及び中国（上海）自由貿易試験区拡大区域において関連法律所定の行政審査認可を暫定的に調整させることに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」の効力は、これを受けて終了する。

「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」及び「中華人民共和国台湾同胞投資保護法」は、本決定に基づいて相応に改正され、新たに公布される。

（法令原文名称：关于修改《中华人民共和国外资企业法》等四部法律的决定）